

29 国際第 1115 号

関税割当公表第 77 号

平成30年度の配合飼料用ホエイ及び調製ホエイの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号。以下「令」という。）第1条に規定する配合飼料の製造に使用するもの（以下「配合飼料用ホエイ及び調製ホエイ」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成30年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成30年 3 月 9 日

農 林 水 産 省

## 記

第 1 用途、割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 用途及び割当対象物品

配合飼料用ホエイ及び調製ホエイ（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0404.10号に規定するもの）

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成31年 3 月31日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

## 1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 平成30年4月2日（月）から同年4月10日（火）まで
- (2) 平成30年6月1日（金）から同年6月5日（火）まで
- (3) 平成30年8月1日（水）から同年8月3日（金）まで
- (4) 平成30年10月1日（月）から同年10月3日（水）まで
- (5) 平成30年12月3日（月）から同年12月5日（水）まで
- (6) 平成31年2月1日（金）から同年2月5日（火）まで

## 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

## 第4 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当と認める者

- 1 配合飼料製造工場において、ホエイ及び調製ホエイを使用して、令第1条に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者
- 2 配合飼料製造工場において、ホエイ及び調製ホエイを使用して、令第1条に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者を構成員とする者
- 3 次の要件を満たす配合飼料製造工場において、ホエイ及び調製ホエイを使用して、令第1条に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者に対して、ホエイ及び調製ホエイを供給する者
  - (1) その者が指定した令第1条に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料を生産すること
  - (2) (1)の配合飼料の生産に必要な原料の供給をその者から受けること
  - (3) その者から供給を受けたホエイ及び調製ホエイを使用して、生産した配合飼料の全量をその者又はその者の構成員に供給すること

## 第5 関税割当申請書に添付すべき書類

次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成29年度における割当実績を有する者で、申請時点において1及び5の書類の内容に変更のないものは、1及び5の書類の添付を必要としない。

- 1 申請者が、団体の場合は登記事項証明書（登記のなされていない団体にあつては団体規約、代表者の住民票、構成員名簿）、個人の場合は住民票
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におけるホエイ及び調製ホエイの使用（販売）先別使用実績数量及び在庫数量を記載した書類（別記様式1）
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間におけるホエイ及び調製ホエイの使用（販売）先別使用計画数量等を記載した書類（別記様式2）
- 4 ホエイ及び調製ホエイを使用して製造する配合飼料の配合割合を記載した書類（別記様式3）
- 5 下記の書類及び資料
  - (1) 配合飼料製造工場名及びその所在地を記載した書類
  - (2) 工場配置図
  - (3) 製造機械配置図
  - (4) 工場工程見取図
  - (5) 主要機械の機能別表

ただし、(1)の配合飼料製造工場が関税込率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定により税関長の承認を受けた製造工場である場合は、税関の交付する「製造工場承認書」の写しを添付すれば、(2)から(5)までの書類の添付は要しない。

- 6 この関税割当てにより割当てを受けたホエイ及び調製ホエイを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書

## 第6 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第5に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第5に定める書類（6を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

## 第7 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された使用実績数量、使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

## 第8 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者が配合飼料用ホエイ及び調製ホエイの関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

## 第9 報告

割当てを受けた者は、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の終了後、1ヶ月以内（第4四半期にあつては、平成31年4月10日まで）に割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式4）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを生産局長に1部提出するものとする。

なお、第2四半期及び第3四半期の報告においては、報告前月までの輸入・使用状況と併せて、以後の輸入・使用予定数量を報告すること。当該予定数量は備考欄に（予定）と記入すること。

## 第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要

領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

（省令第3条第2項）

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）

なお、関税割当証明書を返納する際、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用して割当てを受けた物品の輸入申告を行う者（関税割当証明書システム管理終了結果情報（以下「証明書管理情報」という。）に記載の残存数量の全部又は一部を返納する者並びに割当てを受けた数量を全量通関した者）は、証明書管理情報の写しを添付するものとする。

- 5 関税割当証明書の発給を受けて「ホエイ及び調製ホエイ」を輸入しようとする者は、加工原料乳生産者補給金暫定措置法（昭和40年法律第112号）第14条第2項の規定に基づき、所定の手続きを行わなければならない。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

#### 第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。